

篠山藩における藩士帰農問題

—明治三年「御藩士散居一件」の紹介—

常 松 隆 嗣

はじめに

明治四年（一八七二）の廃藩置県は、明治政府が中央集権国家を形成する上で最も大きな意味を持っていたことは明らかであるが、諸藩では戊辰戦争によって藩財政の破綻が決定的となったことや、藩内統制が困難となったことを主たる理由として、自主的な廃藩を模索していた。廃藩を実行するにあたって、各藩にとって大きな問題となったのが旧藩士の処遇であった。多くの藩では旧藩士に「帰農」を促したが、それにかかわる史料は断片的なものが多く、藩や旧藩士の動向を詳細に知り得ることのできる事例は意外と少ない。

そこで本稿では、篠山藩郡取締役^①であった大山宮村（現在、篠山市大山宮）の園田多祐によって記され、現在、

関西大学文学部古文書室に所蔵されている「御藩士散居一件」^②という史料から、帰農の具体的な様子について明らかにしてみたい。この史料は藩と地域社会とを媒介するような役職である郡取締役が記したものであることから、藩と地域社会双方の対応を見ることができ、旧藩士の帰農問題を考えるには恰好の素材であると言える。

なお、翻刻にあたって異体字などはできるだけ原文通りとしたが、句読点・並列点の補足や改行を適宜おこなうなど慣例に従った。また、『丹南町史』^③では部分的な引用にとどまっていたことから、本稿ではできる限り全文の収録を目指したが、紙幅の関係から一部割愛した箇所もある。



〔表紙〕
自明治三庚午歳

御藩士散居一件

園田定業

扣

家禄三拾壹石

内

取米拾石之田地ヲ渡シ、手作ニ致シ、五分取と見テ作
徳米ト合セ二十石ヲ得

右取米拾石ヲ引、家禄式拾壹石

内

拾石ハ元地主へ年々拾ケ年之間年賦相下ケ

残拾壹石 帰農活計

家禄拾七石

内

取米八石五斗 作徳八石五斗 合拾七石

右取米八石五斗ヲ除

家禄八石五斗 地主へ年々拾ケ年ノ間相下ケ

外ニ八石五斗 拾ケ年之間御手当トシテ被下ケ

七月三日上ル

昨日申上候課役高取調候処、壹ケ年凡米四百石余ニ而見
込通りニ難相成候間、猶又愚考左ニ奉申上候

士族老軒ニ付、作徳米五石之田地渡

内訳

壹石

課役免除之廉ヲ以、

村高ニ応じ地所無代ニ而為差出度

朱書

○此処へ下ケ紙、以下式タ口服して差出候場

へ者説諭難仕と見込申候

高持身柄之者ノ地所為差出、

○

壹石

為地代一ケ年ニ米壹石ツ、

五ケ年ニ五石相渡申度

村高ニ割付地所為差出、

三石

為地代一ケ年ニ米四石ツ、

五ケ年ニ貳拾石相渡申度

但村方ニ寄り右式拾石計リニ而者地主難洪申立、

地代村惑ニ可相成儀も可有之候間、桑田・武

庫両郡江も割合為差出度

ノ

右五ケ年濟之上者作徳米ヲ以追々田畑自分ニ而相求メ

候ハ、拾ケ年ニも相成候ハ、帰農之据り相付可申儀

と奉存候、此段奉申上候、以上

午七月

一 壹組江大率中士以上拾八軒ヲ分配トシテ是ヲ一社ト定、
 仮二十八家ヲ以其法則ヲ立ルトイヘトモ、或ハ三十家・
 四十家ニ至ルトモ同法タルヘシ、此内才徳・人望衆ニ
 勝レタル人六人ヲ撰挙シ、二人ヲ長トシ、四人ヲ補ト
 シ、補老三人ヲ督シ、十八家服心同力親姻ノ義ヲ結
 ヒ、患難相救、疾病相扶持シテ一家ノ如ク和睦シ、貴
 賤同一轍家口ヲ計テ、費用ヲ均一シ俸禄贏余ノ簿帳ヲ
 修シ、義倉ヲ立、新令不虞ノ備ニ具シ、疾病患難アル
 時ハ、一社僉議シテ庁ニ告テ義倉ヲ開テ是ヲ救フ、義
 倉漸ク備リヌレハ、土地ニ応シ開墾ヲナシ、或ハ土地
 ニ応スル菓樹(果)ヲ植、又ハ新林ヲ取立、義田・義山ト号
 シ、郡県御新令ノ後ハ田主・山主ト称シ、正租税ノ外
 ニ公家ノ御用度ヲ助クル法則ヲ立、子々孫々永世君臣
 ノ契合忘却セサルノ誼ヲ結ハン

一一組一社ノ内ニケ所或ハ三ケ所小学校ヲ設ケ、読書・

手跡・算術等ノ業ヲ盛ニ興起シ、一社同心シテ人才ヲ

養育シ、組内ニアル公林ハ社中ニテ総轄シ、枯木・風

折木等ハ売払テ、小学校ノ費用ニ給シ、又組内ノ葺山

ヲ総轄シ、増運上ヲ促シ、是又費用ノ補ニ給センカ

一俸禄贏余ノ簿帳ヲ修メ、義倉ヲ結ヒ大率贏余ノ半ヲ私

藏シ、半ヲ義倉ニ納ム、其納ムルノ多寡ヲ論セス、義

倉ハ一社ノ公物ニシテ長トイヘトモ、サモ私ニスルコ

トヲ禁ス

一義倉ノ法一社同心シテ是ヲ行フ事宜シトイヘトモ、是

ヲ公ヨリ行フテ二十二組同一轍ナラシムル猶宜シカラ

ン、希クハ公ニ是ヲ積テ其幹旋ヲ一社ニ任スレハ、義

倉ノ主意弥堅ク、君恩弥高ク、子々孫々永久忘却セサ

ルノ基本最立ツヘキ歟

一一社禁戒ノ法則ヲ定、犯禁ノ者ハ補(種)、及ヒ長ニテ戒懲

シ、改メサルハ一社ノ公議ヲ尽シ、庁ニ告テ、是ヲ所置(廻)

ス

一萱之儀八合三夕之代米被下候得共、当時下方売買平均

三拾六匁ニ付、壹荷ニ付壹升五合ノ下方感賤有之と見テ

一萱壹万七千六百六拾八荷四歩

此米貳百六拾五石貳升六合

一ノ竹此訳萱ニ准スト見テ

ノ竹千九百六拾五束九分

此米拾九石六斗五升九合

一飼葉右同断

此米四拾四石貳斗貳升貳合四夕

一揃藁 藁 右同断

藁米壹万四千六百廿六束

此米貳拾九石貳斗五升貳合

一宮繕司遣人足右同断ニテ人足四千人

此米八拾石 但壹人ニ付貳升まし

一寸竹三千百三拾九本

此米六石貳斗七升八合

七月三日上江

課役取調書

宮繕司遣

宮繕木運度持五ヶ年平均

米ノ四百四拾四石四斗三升壹合四夕

一米三拾六石壹斗五合八勺

神宮寺

大山組

一高式千三百四石式斗六合

式拾五石五斗式升六合
(朱書)

納合千四百六拾六石五升五合

家別五百三拾八軒

家別壹軒ニ付高四石式斗八升ヨ

人別貳千貳百七拾四人

人別壹人ニ付高壹石四斗五升ヨ

上土 拾壹軒

中土 五軒

式拾三石式斗
(朱書)

式石三斗八升過
(朱書)

一高式百拾石八斗五升

大山上村

納合百五拾貳石六升

式石三斗四升
(朱書)

家別八拾七軒

家別壹軒ニ付高貳石七斗ヨ

人別三百六拾三人

人別壹人ニ付高五斗八升

上土 壹軒

中土 壹軒

式石九斗
(朱書)

五斗六升不足
(朱書)

一高式百五拾貳石八斗三升六合

園田分

納合百八拾石九斗六升五合

式石八斗壹升六合
(朱書)

右之高組内村々ニ有之ニ付人別無之

上土 壹軒

中土 壹軒

式石九斗
(朱書)

九升不足
(朱書)

一高百三拾九石五斗

宮村

壹石五斗五升八合
(朱書)

納合八拾七石九斗壹合

家別五拾九軒

家別壹軒ニ付高貳石三斗六升

人別貳百六拾七人

人別壹人ニ付高五斗式升

上土 壹軒

中土

式石四斗五升
(朱書)

壹斗過
(朱書)

本来寺

神宮寺

一高拾三石五斗貳升 石住村

納合九石三斗壹合 (朱書) 壹斗五升

家別拾貳軒 壹軒ニ付高壹石八升

人別五拾七人 壹人ニ付高貳斗三升

上士

中士

(朱書) 壹斗五升過

一高五拾四石 徳永村

(朱書) 六斗九合

納合五拾六石七斗五合

家別四軒 壹軒ニ付高拾三石五斗

人別貳拾人 壹人ニ付高貳石七斗

上士

中士

(朱書) 六斗過

一高百六拾石 町之田村

(朱書) 壹石七斗八升六合

納合百六石五斗八升六合

家別三拾貳軒 壹軒ニ付高五石

人別百三拾六人 壹人ニ付高壹石壹斗七升

上士 壹軒

中士

(朱書) 壹石四斗五升 三斗三升過

一高九拾八石五斗 長安寺村

(朱書) 壹石九升

納合五拾七石九斗六升五合

家別三拾三軒 壹軒ニ付貳石九斗八升

人別百三拾八人 壹人ニ付高七斗壹升

上士 壹軒

中士

(朱書) 壹石四斗五升 三斗六升不足

一高百八拾八石 一印谷村

納合百貳拾四石七升 (朱書) 貳石九升

家別三拾三軒 壹軒ニ付高五石六斗九升

人別百四拾八人 人別壹人ニ付高壹石貳斗七升

上士 壹軒

中土 壹軒
式石九斗
四三合
八斗一升不足

四斗一升過
高藏寺

一高百八拾式石
大山新村

一高三百三拾石
大山下村

式石式升

三石六斗六升

納合百式拾式石七斗八升

納合式百拾六石四斗三升八合

家別式拾六軒 壹軒 高六石九斗九升

家別八拾四軒 壹軒 二付高三石九斗式升

人別九十九人 壹人 高壹石八斗二升

人別三百八十一人 壹人 二付高八斗六升

上土 壹軒 九合

上土 式軒

中土

中土 壹軒

四一

四石三斗五升 六斗九升不足

壹石四斗五升
五斗七升過

淨土寺

淨土寺

一高百廿四石
東河地村

壹石三斗八升

一高三拾七石
高倉村

納合六拾五石四斗六升八合

納合式拾六石七斗六合
四斗一升

家別十四軒 壹軒 高八石八斗五升

家別拾七軒 壹軒 二付高式石壹斗七升

人別六十九人 壹人 二付高壹石七斗九升

人別七拾九人 壹人 二付高三斗四升

上土

上土

中土

中土

一高式百五拾壹石 北ノ村新田

式石七斗九升六合 (朱書)

納合百四拾七石式斗九升三合

家別六拾四軒 壹軒ニ付高三石九斗式升ヨ

人別式百三十八人 壹人ニ付高壹石五升

上土 壹軒 三合

中土 壹軒 五合

式石九斗 壹斗一升不足 (朱書)

念仏寺

一高百四十八石 追入村

壹石六斗四升 (朱書)

納合百拾壹石式斗八升五合

家別六拾六軒 壹軒 高式石式斗四升ヨ

人別式百三十九人 壹人ニ付高六斗壹升ヨ

上土 壹軒 七合

中土 式五

壹石四斗五升 壹斗九升過 (朱書)

大乘寺

一高百拾五石 組内賄高

壹石式斗七升出ス (朱書)

乍恐愚意口上

去晦日御内蜜被 (密) 仰渡候一件、奉始 御知事様、御家中

様 (成脱) 不容易御配慮之御儀、真以奉恐入、私共銘々可及丈ヶ

者精力可仕奉存、色々愚意申并評談仕見候得共、何分未

曾有之御事件、課役替米之義者惣高割出之儀ニ付、承服

仕克方ニ奉存候共、田地引上方之儀者不容易義と申、村々

ニ而振合も違、一村一坪之内ニ而も同畝ニ而田幅広狭、

地味之甲乙有之、自村方差出候様之田地ニ而者御出張之

御方様御相続難出来、殊ニ御手作ニ被遊候義ニ而者、余

り飛々端々之地面ニ而者難相成、且麦作仕附之場処も三

步通無之而者相続難被成、右等之処者只御算当表ニ而御

覽被遊候而者違、其地其処ニ臨候は而者見極メ相成申間

しく哉、何様御役人様御出張御見分之上、御屋敷向田地

之据り御見改之上、其村之役人へ御論 不被遊而者連綿

仕間しく、別奉申上候通り、村方之振り合ニ寄而者ヶ成

相調候方も可有之哉、御田地手たらず、屈竟之村方抔者 (強)

承服可仕程難計、自然人氣立一大事ニ候様相成候而者、
重々奉恐入候御儀何分不能愚意、心痛仕罷在候、厚御賢慮
之程奉願上候、以上

午八月二日

取締共

下ヶ紙

右課役米之儀、米・錢ニ而取立差上候義ニ御座候得者、
精々申諭可仕奉存候、地処ニ而差出候義者、私共ニ而
迎も承服為致候義難出来、併御達之上者精々可仕候

乍恐口上

此度帰農機蜜之御評議被 仰出、篤内評仕候処、何分未
曾有之事件深心配仕候得共、愚意左ニ

一 帰農土着之儀、自 朝廷之御趣意ニて天下一般之儀無
御余儀事ニ御座候得者、私共者勿論相応勘弁有之候も
の者、其精実相崩可申候得とも、何分頑愚之細民共其
事柄利害ヲモ弁不申、只御藩土様帰農故、持伝之田地

御引上ヶ之様風と聞、取違仕、人氣ニ差障万一動揺等
仕候而者取戻し難相成、実御大切之御事件処置何共心
配仕候間、可相成者今少し御延引、御近藩之御振合御
見合、百姓共御近藩之模様自然承り候後、御発しニ相
成候ハ、格別説諭仕克と奉存候

一 課役代米と見込田地差出し候義、取共并年番惣代米
両人ツ、御召出し、右無御抛御事柄厚御達被成下候ハ
、乍不及粉骨尽力可仕候

一 右田地之儀、百石高ニ付徳米壹石壹斗壹升ツ、差出し
候儀、庄屋共取立村惣たる相納候義ニ御座候ハ、年々
柵目無減少上納可仕候共、地処取極メ差出し候義ニ御
座候ハ、百姓徳米之儀者御取箇と違、年々豊凶并諸普
請・堀作等之惑も御座候ニ付、其年柄ニ寄徳米壹石之
地処ニ而も或者六歩・七歩位より上り不申年柄も有之、
又米疋・繩・俵等も上納之様ニ被思召候而者、格別品
劣候儀御座候上、地主へ年貢持着候節者道米等相渡し、
折ニ者酒杯も為吞候様之義も御座候、此段御承知置不
被遊置候而者、思召違可申と奉存候

但壹石壹斗壹升ツ、之儀、五ヶ年御平均と承り候得
共、近年者課役も相高居候ニ付、拾ヶ年平均ニ被

成下度、尤此度御変革之御時節ニ付、拾ヶ年平均

之内三步通り者下方江被下、七歩通り之分代地上

納仕、上下交、利ヲ得候義相当と奉存候、左スレ

ハ其廉ヲ以説諭仕候ハ、いたし克と奉存候

一御散居之義得失両端可有之候得共、詰り村為ニ相成申

間しくと見込罷在候

右之通見込ニ御座候、何分此度之儀者御近藩御見比之方

呉々御為と奉存候、以上

明治三年八月三日晩出ス

郡取締共

上

其後年番并組惣代呼出し右之訳御達し有之、尚又取締（中略）も委しく□聞、組々々荒処ニ而開墾ニも可相成場処書出し候ニ付、十月上旬々追々見分有之、取締も御供いたし候

(中略)

上

農商掛り江

木ノ部組・大山組・板井組村々開墾場見分

士卒散居之儀取調候ニ付、多紀郡中村々山麓并荒蕪之地、

午十月十三日・十四日・十五日

先上士々割渡、開墾四木之類播殖為致候見込ニ付、其役

山室権大参事 永戸志津馬様 舟津維太郎様

場一同江右掛り申付候間、同心協力一際勉勵可有之候、

樋口敬吾様 畑熊右衛門殿 樋口欣助殿

就而者先地処見分村役人共へ篤と説諭、追々定杭ヲ以境

園田多祐

字前河原

一四反式畝拾式步

但し平地ニ候得共、田面ニ致し
候得者、水冠ニ相成可申

川北新田村

字山代并とち谷口

一九畝式拾壹步

此高六斗壹升五合

北野村

字少将山

一八反五畝十九步

但平地ニ候得共、水掛無之

黒田村

字二ノ宮并名古池

一壹反壹畝式拾四步

此高六斗四升七合

新村

字しほろ

一壹反九畝式拾式步

但平地田面ニ可成見込

大山下村

字ひえ畑

一式反壹畝式拾步

但平易之地ニ候得共、村居々格別
手遠之山上、殊ニ冷水湧出、田
面ニ取開候とも迎も作物上り不
申見込

高倉村

字古池ノ段

一式反步

但村方々書出し之外

字たちぬい

一壹反五畝式拾三步

但平地田面ニ可成見込

一壹反八畝式拾八步

〆四反十八步

右同処 最寄山

一五畝步

同処 最寄山

一三反歩計

但雜木生茂り有之

字川代梅ノ木谷

一壹反四畝拾歩

同所

一壹反六畝歩

〆七反四畝式拾五歩

〆八反六畝拾八歩

小阪村

但村方書出し之外

字やうが谷

一 壹反四畝拾四步

惣右衛門持地、萱畑

同所東

一 壹反八畝步

七兵衛外式人持地、萱畑

字鏡峠玉子原
一 貳反四畝步

但平易之地ニ候得共冷水湧出、

田面ニ取開候得共、逆も作物
上り不申見込、冷水抜相設候
ハ、田地ニ可成見込

右人々持地萱畑ニ而年々三百目余茂萱代銀相上り候地処
ニ候得共、代地御下ケニ候ハ、不苦由

字同処 最寄山

一 三畝步計

垣屋村

字西ヶ谷
一 三反步

字石仏

一 壹反四畝四步

一 五反壹畝四步

作兵衛外四人持、雜木并萱生茂
り候得共、代地御下ケニ相成候
ハ、不苦由ニ付、取開候上者
田面ニも可相成見込

乗竹村

字隱谷
一 六反步

弥三兵衛持地、雜木生茂り有之

右之内下畑高老斗五合有之并藪
銀三勾六步、源助外六人持ニ候
得共、代地御下ケ相成候ハ、不
苦由、尤田面可成見込

字杭谷奥

一 壹反五畝步

寅右衛門外三人持地、萱畑・空
地ノ分も有之、地味不直

字坊谷ノ下道ノ端
一 五畝十八步

倉本村

一 貳反步

岸田栄之進・打坂村源助持、代
地御下ケニ相成候ハ、不苦由、
畑地之見込、尤村方書出し之
外

ノ九反五畝十八歩

打阪村

字坊谷下ノ切

一五畝歩

同所ノ上

一七畝十八歩

伊右衛門持、雜木生茂り、代地
御下ケニ相成候ハ、不苦由、尤
畑之見込

同所上藪北

一五畝歩

同所藪ノ上

一七反七畝歩

ノ式反八畝拾八歩

右之地処地味あしく、畑地之見込

上板井村

字小坂口こさか

一七反歩

但し御林裾

惣ノ六町四反式畝拾八歩

栗栖村

字地蔵ノ下

一七反六畝六歩

字脇谷

一八畝歩

字同処ノ上

一七反歩

(ママ)
音地

字岩谷

一六畝廿歩

書出し外

字巢ヶ谷

一三畝歩

右同断

ノ五反三畝廿六歩

桑原村

字長ゆり峠

一六反歩

書出し之外

字奥山堂やしき道北ノ分

一五畝廿六歩

(この間、四か村省略)

同断道ノ南

一三反九畝廿歩

字高迫

一武反九畝廿六歩

字山ノ口

一七畝歩

書出し之外

灰原左

一壹反九セ八歩

右

一九畝三歩

同

一八セ歩

同

一壹反歩

同

一武セ歩

ノ壹丁九反廿三歩

内三反八セ十一歩 平

遠方村

井根

一四セ歩

板野

一三反壹畝廿歩

同処続

一壹反七畝十五歩

つづらの

一壹丁四反八セ廿四歩

栗林平

一九反九セ廿七歩

つづらの

一三反歩

ノ三丁三反壹畝廿六歩

書出し外

本郷村

字六仙寺谷ノ口

一武反拾武歩

同処

一凡武反歩計

大谷口

一凡七反歩計

細谷口

一三反壹畝六步



小峠

一壹反七畝拾式步

高畑

一壹反七畝步

こて谷

一五反七畝十步



当藩士族・卒城下計ニ住居せず、村々江引越させ候儀者、専ら悪党を取締め、農事ニおこたり候ものをいましめ、且者士族・卒ニも成たけ耕作ニ力を尽し、地力をおこさせ候ためなれ者、追々引越候上者其村取締之役人と相心得、村内申合実意ヲ以^念太切ニ世話致スべく候、且又相対ヲ以田畑譲り受候儀も可有之候得共、兼而不案内之儀ニ付、其村役人共へ土地之善悪、且者振合等承り合セ候節者、精々粉骨不筋之儀無之様入念世話可致、藩庁ニおる

川坂村

而も不相当之儀無之哉、詮儀^(議)ニ及べく候條、其節不都合之義無之様致スべく候、尤下方難渋ニ及へき処^(所)業毛頭無之筈ニ付、若不法之儀等有之節者必其筋へ可申出候、此段兼而相達候事

明治四辛未正月

篠山藩庁

奉願候口上

先達而散居之御布令有之候付、住所之義彼是相宮候得共、御管内村方ニ身寄之者無御座候処、大山宮村園田多祐者旧来懇意之門人ニ付右及頼談候処、差支も無之趣ニ而引受呉候間、行々右同居人居村最寄江移居仕度、就而者右村民へも為馴染、休暇日ニ者折々同処へ罷越度存候、此段奉願候、以上

辛未二月晦日

渡辺亮太郎

篠山藩御役所

三月八日 御聞濟

乍恐御届奉申上候口上

今度御藩士様散居御布告御座候、就而者渡辺先生御儀往々
当村へ御移住被成度趣御頼談ニ付、村民へ及示談候処、
差支無之趣申出候間、任其意御引受申上度奉存候
右之段御届奉申上候、以上

明治四辛未年三月七日 大山宮村 園田多祐 印

右園田多祐御届被申上候通、相違無御座候、以上

右村百姓代 音三郎 印
肝煎 多兵衛 印
庄屋 永之助 印

即日済

篠山藩御役所 上

来書之写

散居之儀ニ付委願之儀御承諾被下、就而者毎々御懇切ニ
勘介ヲ以御伝言被下、逐一忝敬承致し候事ニ御座候、尤
御面談ニ而御打合之上、願書差出し可申筈ニ候得共、其

後掛違不得拜眉候処、書面ニ者難頭候得共、此節至急ニ
差出し候は而者不都合之儀有之由ニ付、此訳者追而拜眉
之節可申伸候、御打合致し候間も無之、今四日願書差出
し置申候、此段不悪御臨得可被下候、然ル処引受之村方
々も御届書又ハ願書か差出し候は而者、小生之願御聞濟
ニ難相成趣ニ付、近日其御元御出仕之節何卒御書面御差
出被下度、呉々御頼申し候、猶又昨今承り候得者、督学
渡辺兄ニも其元御引受之由、同人義者其御元ニ於てハ別
格之御事ニ候処、相応之明キ場所御心積も有之候事ニ候
哉、万一相応之御場処も無之候ハ、最前小生方へ御心
当之御場処、督学之御住居と御据へ小生有前段同村之内、
僅ニ客膝之場処さへ有之候ハ、実ニ事足り候間、其辺
之処御尽力被下候ハ、難有御座候間、此儀者聊無御斟酌
御処置被下候而毛頭違念茂無御座候間、此段呉々御承知
可被下候、尚拜眉旁々可申伸候得共、差当前條之趣申進
度如是御座候、草々不具

三月四日

佐治教馬

園田多祐殿

乍恐御届奉申上候口上

御藩士様散居御布告御座候、就而ハ佐治数馬様御儀往々
当村へ御移居被成度趣御頼談ニ付、村方へ及披露候処、
差支之筋無之趣申出候間、任其意御世話仕度奉存候

明治四辛未年三月七日

大山宮村 園田多祐

右園田多祐御届被申上候通、相違無御座候、以上

右村百姓代 音三郎

肝 煎 多兵衛

庄 屋 永之助

篠山藩御役所 即日済

今般散居之儀御布告御座候ニ付而、私義大山宮村園田多
祐所持之屋鋪之内当分借請、先ツ為試都合次第私計り罷
越、住居仕り見申度奉存候、右者多祐江示談相整候儀ニ
付、此段 御聞届被成下候様奉願候、以上

未三月四日

佐治数馬

篠山藩御役所

未三月八日御聞済

取り遣り之儀者兼而藩の定メも有之、且散居者上下とも
質素の風ニ移り候様と之御趣意ニ付、引移り候而も弥以
定メ之通り可相守と勿論ニ候得とも、始而移住のもの者
人情不得止儀も可有之ニ付、引越し之節限り士族者酒五
升迄、卒者酒三升にて村中江差出し候儀、勝手たるへき
旨達置候、勿論職人并人足等雇ひ候節者、相当之賃錢相
払可申候間、万一村方之ものとも上下之分を忘れ、むさ
ほりヶ間敷こと等申掛候儀も有之候ハ、不相済候間、急
度心得違無之様、小前末々江兼而承知いたさせ置き可申
候事

右之通ニ候条、此段相違候事

明治四辛未四月

篠山藩庁

中組懸り

今般散居之御布告御座候ニ就而者、私儀大山宮村園田多祐義縁者之義ニも有之、旁以同人隱居借受往々散居仕度、尤同人江者篤と談置候処、引受呉候ニ付、此段奉願上候、以上

篠山藩御役所 上

庄屋 永之助

明治四辛未三月

平野貞顯

(中略)

篠山藩御役所 上

私儀散居之儀先達而大山宮村江奉願候処、御聞届被成下難有仕合奉存候、然ル処心障り之儀御座候間、同村之儀者相止メ申度、此段奉願候、以上

乍恐御届奉申上候口上

明治四辛未年

士族 佐治数馬

御藩士様散居之御布告御座候、就而者平野史生貞顯様儀往々当村江御転居被成度旨御頼談ニ付、村方江及披露候処、差支之筋無之趣申出候間、任其意御世話仕度奉存候

篠山県御役所

明治四辛未三月

大山宮村 園田多祐

乍恐奉願候口上

右園田多祐御届被申上候通、相違無御座候、以上

右村百姓代 音三郎

肝煎 大兵衛

佐治数馬様義私居村へ御散居被成度候ニ付、先達而奉願上御聞届被成下候処、御心障り之儀御座候ニ付、私居村者御止メ被成候旨御頼ニ付、尚又此段奉願候、以上

九月七日

則明治四辛未年九月七日

園田多祐

解説

篠山県御役所

(後略)

1

篠山藩での藩士帰農について検討する前に、他藩の状況について概観しておこう。管見の限りで詳細を知ることができるのは、出雲国母里藩（松江藩の支藩。藩主松平氏。一万石）である。⁽⁴⁾母里藩では不要な家禄を廃し、土地の所有権を得ることが旧藩士の生活安定につながるの考えから、明治三年（一八七〇）十一月、全藩を挙げて帰農することを決めた。同時に、その実務をおこなう帰農掛を設置し、帰農藩士に分与すべき田畑を高持百姓から買い取る作業に入った。明治四年十一月には分与すべき土地を得たので、実際に分与を始め、約一六〇名の藩士が帰農することになった。しかし、大部分が下位の田畑であったことや、小作米を取得することが目的で、藩士自らが耕作することは想定外であったため、明治五年には大部分の土地の所有権が藩士から移転することになり、帰農は失敗に終わった。

兵庫県下各藩の状況については、『兵庫県史 幕末維新二』所収の史料からその一端を窺い知ることができる。

たとえば摂津国三田藩では、明治四年九月に全藩を挙げて帰農することを決め、まずは卒の帰農が開始された。

帰農は旧藩地以外の場所が模索され、当時三田藩が開発を進めていた大坂天保山に程近い八幡新田への移住が計画された。しかし、明治五年二月になると一藩を挙げての帰農は取り消され、全国一般の方法がとられることになり、三田藩独自の方法は頓挫することになった。⁽⁵⁾

また、播磨国龍野藩では明治四年二月十三日付で弁官に対し、「府藩県一致之 御制度被為 立候上は、藩内之士族・卒等無用之冗員速ニ帰農為致度と奉存候（中略）管内不毛之空地等開墾、生業之道為相開度奉存候、就而は藩之城山並近傍之諸山樹木切払ひ、右開墾費用ニ供し、漸次帰農之方法^(方法)相立度奉存候」と上申ししていることから、旧藩士の帰農とそれに伴う空地の開墾を計画していたことがわかる。

なお、幕臣の帰農については近刊の安藤優一郎『幕臣たちの明治維新』⁽⁷⁾に詳しい。

2

では、史料に依拠しながら篠山藩における帰農の動き

をみていこう。旧藩士の帰農を計画した篠山藩では明治三年（一八七〇）七月、帰農者の受け入れを郡取締役に打診した。それに対し、郡取締役は八月二日と三日に回答をおこなったが、その回答は「御散居之義得失両端可有之候得共、詰り村為ニ相成申間しくと見込罷在候」という一文が端的に示しているように、藩士の受け入れを拒否するような内容であった。具体的には、村々には藩士を受け入れるだけの余地がないこと、藩士に土地を振り分けるにしても、田畑の広狭や生産力の差異があるため、帰農した藩士の生活を保証することができないことをその理由として挙げた。さらに、村人たちの理解を得ることが難しく、「自然人氣立、一大事」に至ることが懸念されるので、近隣諸藩の状況を見てから決める方がよいとの意見を付け加えた。

しかし、藩は十月に入ると領内の実地調査を強行した。園田多祐が郡取締役として管轄していた木之部・大山・板井の三組⁽⁸⁾においては、およそ一五町の土地が開墾可能とされたが、このうち無条件で開墾できて、すぐに耕地として利用可能な土地は一〇町程度にとどまった。ただ、この調査において注目すべきは、調査地について「平地

ニ候得共、田面ニ致し候得者、水冠ニ相成可申」や「平易之地ニ候得共、村居ノ格別手遠之山上、殊ニ冷水湧出、田面ニ取開候とも迎も作物上リ不申見込」、「右人々持地、萱畑ニ而年々三百目余茂萱代銀相上り候地処ニ候得共、代地御下ケニ候ハ、不苦由」といったコメントが付けられていることからわかるように、かなり厳密に調査がおこなわれた点にある。それは、藩士に分与すべき土地を少しでも多く確保し、帰農を確実に実行していこうとする藩側の強い意志の表れとも受け取れる。

領内での調査を終えた藩は、明治四年一月八日、旧藩士を村へ居住させる旨を布告する。その時の文言には、「天下ニ游民ノナカラシムルハ、御趣意ノ所在ニシテ地方官庁ノ最先急務トスルトコロニコレアリ候処、今般兵制モ御一変相成、随テ御藩内士卒之族類モ其^常旧情ニ安シ、^々座食スルノ理無之候、当藩詮議ノ上、士族・卒村里散居ノ儀別紙書面之通、官粟ヲ経候条、其区分処置方之儀追而可申達候得共、先ツ散居有田之見込或ハ新地開墾等之見込有之者ハ可申出候、夫々詮議を以望ミノ村方江住居之儀モ聞届遣スヘク候（中略）ヨロシク将来ノ生計ヲ講シ、無禄ニ至リテモ糊口之術アルヲ要スヘシ、尤モ非常

之変ニ処シテハ、非常之挙アルハ当然ノ事ニ付、自今士族ノ輩タリトモ其籍ヲ脱シ、更ニ農商タラン事ヲ願フ者ハ其意ニ任セ可差許候」(傍線筆者)とあり、積極的な帰農が謳われた。

三月二十八日には村への移住を願い出て、聞き届けられた旧藩士が藩庁に呼び出され、移住の費用として、家禄一七石以上の士族には銀一八貫目、一七石以下の士族には一四貫目、卒には一〇貫目がそれぞれ下げ渡された。同時に「村民之難渋ニ相成候儀ハ一切致間敷候事」といった項目をはじめ、村のなかで生活していくための五か条が申し渡され、旧藩士の村落生活が円滑にいくようにとの配慮を藩は示した。⁽¹⁰⁾

一方、藩士を受け入れる村々に対して藩は、その不満をそらせるための方便として、「当藩士族・卒城下計ニ居住せず、村々江引越させ候儀者、専ら悪党ヲ取締め、農事ニおこたり候ものをいましめ、且者士族・卒ニも成たけ耕作ニ力を尽し、地力をおこさせ候ため」と説明した。このように半ば強制的なかたちで進められた帰農であったが、実際に村へと移住する藩士は多くはなかった。史料中に見える佐治数馬の事例はそうした状況を如実に物

語っているし、多祐と懇意であった渡辺亮太郎もこののち、神戸師範学校の教授となって篠山を離れることとなった。

篠山藩の事例も他藩と同様、帰農政策としては失敗だったと言えるが、明治初年の混乱期における藩の解体や武士身分の解体を考える上で、帰農問題はもっと注目されてもよいだろう。その意味で、本史料は貴重な史料であると言える。今後は篠山藩の事例を踏まえ、諸藩の状況を精査し、藩士の帰農問題についてその全体像を明らかにしていきたいと考えている。

註

- (1) 篠山藩の郡取締役は天保二年(一八三一)に設置されたもので、園田多祐のほか五名が任命された。主な職務は小前に勧農・儉約を説き、村入用・郡割を統括することであった。
- (2) 園田家文書一六九―三二。
- (3) 『丹南町史 下巻』(丹南町、平成六年)九―一四頁。
- (4) 原傳「出雲母里藩に於ける帰農」(『松江藩経済史の研究』日本経済史研究所、昭和九年)。
- (5) 『兵庫県史 史料編 幕末維新二』(兵庫県、平成十年)一一―一四頁、『三田市史 第五巻』(三田市、平成十七

年)五七―六三頁。

(6) 『兵庫県史 史料編 幕末維新二』五三頁。

(7) 講談社、平成二十一年。

(8) 篠山藩の「組」とは、慶安二年(一六四九)に藩主松平康信が藩領を上・中・南の三組(これを大組という)に分け、さらにその下に十数か村からなる小組を設置した。小組は藩領全体で二組ある。

(9) 『兵庫県史 史料編 幕末維新二』九三―九四頁。

(10) 『兵庫県史 史料編 幕末維新二』九四―九六頁。

(関西大学非常勤講師)